

児童福祉施設退所後の若者が 20 歳になるまでの無権利状態を改正する要望書

千葉県若人自立支援機構

国民投票法改正案が 2014 年 5 月 9 日に採決されました。また、2015 年 3 月 5 日与野党 6 党により、選挙年齢を 18 歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が国会に提出され、成立の見込みとなっています。

国民投票法及び公職選挙法において投票ができる年齢を 18 歳に引き下げることは、憲法改正という重要事項に若年層が参加できること、また、若年層にも政治的関心を持って欲しいというところにあります。国民投票法の改正に続き公職選挙法の改正がなされれば、現行の民法とのズレが生じることになり、各方面からも成人年齢の引き下げに関する検討がなされてきました。

2008 年、成人の年齢を引き下げるかどうかを議論する法制審議会の「民法成年年齢部会」が立ち上がり、2009 年には、成人年齢を 18 歳に引き下げるのが適当という判断を下したものの、実施時期は国会の判断に委ねられています。また、公選法を所管する総務省が選挙権年齢と民法の成人年齢の同時改正を求めたのに対し、法務省は公選法と民法の規定が必ずしも一致する必要はなく、民法改正の必要はないとして政府内の見解が対立しています。

一方、2013 年 10 月内閣府が行った世論調査によれば、年齢引き下げの議論の内容を「知らない」との回答は 77.5%で、5 年前の前回調査から 3.2 ポイント増えました。引き下げの議論について「関心がある」との回答も前回比 5.6 ポイント減の 69.8%にとどまっています。また、親権が及ぶ年齢を、現行の 20 歳未満から 18 歳未満とすることに 69.0%が「反対」となっています。親の同意なしに高額商品を購入できる年齢を 20 歳から 18 歳とすることにも「反対」が 79.4%で、「賛成」の 18.6%を大幅に上回りました。

このように国民の関心が低い中で民法の改正には見通しが立っていません。

児童福祉法では、児童保護の対象を原則 18 歳未満としており、高校在学中は児童養護施設に入所することが可能ですが、それ以降は原則、退所して、自立をしなければなりません。その際に、民法の規定により、親の了解がないと各種の契約、財産の取得などが行えない状況に置かれます。ところが、親から虐待を受けたことのある入所児童の比率は半分を超えるようになっています。これらの若者は親の同意を取り付けることができないため、卒園後は、無権利状態に置かれてしまいます。

例えば携帯電話の契約は、施設入所中は施設長が親権を代行することができますので施設長の保証があれば、契約することが可能ですが、卒園後は親権者の同意がないと携帯電話会社の規定によって契約できません。また、仕事の都合上、自動車を使わないと通勤できない場合等がありますが、そのような場合には自動車を買ったり、ローンを組んだりすることができません。また、アパートを借りる場合には、未成年者の場合、親の保証が求められま

すが、虐待親の場合などは事実上不可能であり、民間の保証会社は未成年者は対象としてくれません。また、緊急にお金が必要になったときにもお金を借りることもできず、犯罪やホームレス、風俗業務などに陥る可能性が高いと言わざるを得ません。

このように児童養護施設から出て自立しようとする若者は民法上 20 歳になるまで無権利状態に置かれるために、それでなくとも親の支援を受けられず、孤立無援となっている若者達は、より一層のハンディを抱えることとなります。

民法の規定を 18 歳に引き下げることに對しては、国民投票法・公職選挙法との整合性、勤労規定・納税との整合性、世界各国が 18 歳としている例が多いことなどが例示されるだけで特に民法の成年規定の改正を要望または推進する団体や諸勢力は見られないようです。児童養護施設は児童福祉法により、施設から退所後の若者の自立支援もその責務とされています。児童養護施設の団体である全国児童養護施設協議会こそが、その問題点を広く国民に訴え、民法の改正を推進していく必要があります。児童養護施設が動かなければ、他にどのような人たちに期待できるというのでしょうか。

千葉県若人自立支援機構は、自立しなければならぬ若者を支援するために、民法の成人規定の引き下げを強く要望し、かつ全国の児童養護施設からの強い要望を期待するものがあります。